

# 一般社団法人網走青年会議所正会員資格規定

## 第1章 総 則

第1条 本規定は、一般社団法人網走青年会議所定款に基づき、本会議所正会員の資格に関する事項を規定する。

## 第2章 正会員の入会審査

- 第2条
1. 本会議所に正会員として入会を希望する者は2名の正会員による推薦により、入会申込書を事務局に提出しなければならない。
  2. 入会の承認は理事会が決定する。
  3. 正会員の推薦者の資格は、過去1年間の出席率60%以上の正会員たる事を要する。
  4. 推薦者は、被推薦者の出席並びに会費納入の義務履行について入会の日より2年間責務を負うものとする。

## 第3章 会費及び入会金

- 第3条
1. 正会員は、年会費120,000円を原則として1月末日迄に1年分を納入しなければならない。但し、1月、7月末日迄に半期分を納入することができる。
  2. 正会員は入会に際し、入会金2万円を納入しなければならない。但し、同一事業所で継続して入会する新入会員は入会金を免除する。
  3. 年度途中に入会する正会員の会費は、入会する月から年度末までの月割りで計算し、納入しなければならない。
  4. 休会を承認された正会員は、正規に会費を納入しなければならない。
  5. 年度途中で退会及び除名された者の年会費については、退会及び除名された翌月から年度末までの月割りで計算し、返納する。
  6. 上記の正会員において、特定の職業に就いていない者や会員の同居内家族が入会する場合、入会金を10,000円、年会費を30,000円とする。
  7. 包括連携協定を締結して関係団体に所属している者は6の規定と同様の扱いとするが、本人の申し出があり、通常の会員となる場合は理事会の承認を得るものとする。また、団体からの会費・入会金の負担がある場合はその限りではないものとする。
  8. 6の条件下で入会した正会員については総会に於いての議決権は有するが役職に就けないものとする。

#### 第4章 休 会

第4条 正会員が長期にわたる病気又は出張その他の事由により止むをえず出席できない時は理事長に休会届けを提出し理事会の承認を得なければならない。

#### 第5章 除 名

第5条 理事長は、正会員が納期1ヵ年を経過しても会費を納入しない時は、期限を定めて督促する。督促にもかかわらず納入しない時は、本規定第7条により処置するものとする。

第6条 理事長は、正会員が半期出席50%以下のときは、出席の督促をする。督促にもかかわらず出席しない時は、本規定第7条により処置するものとする。

第7条 本規定第5条、第6条の履行違反に対する処置は、次のとおりとする。

(1) 理事会において本人に弁明の機会を与え、その理由いかんによって理事長は理事会の議決を得て、本人に退会届けの提出を勧告する。

(2) 前項の勧告に応じない時は、理事会は、定款第10条により処置するものとする。

#### 附 則

本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。

令和2年1月15日 改正施行する。